

東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法（荷主関係）の対応について

平成 23 年 6 月 1 日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
省 エ ネ ル ギ ー 対 策 課

この度の東日本大震災により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）では、荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者へ輸送させる者）に対して、前年度の貨物輸送事業者へ輸送させる貨物量が3,000万トンキロ以上であった場合には貨物の輸送量届出書の提出を、また同届出書を提出し特定荷主の指定を受けた場合には毎年度計画書及び定期報告書の提出を求めています。東日本大震災の影響を受けた事業者に対しては一定の配慮を行うこととし、その対応方針を別紙1のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

その他、東日本大震災の影響により、省エネ法に関する対応にお困りの事業者におかれましては、特定荷主等の指定を受けた経済産業局又は別紙2の問い合わせ先に御相談ください。

東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法（荷主関係）の対応について

1. 貨物の輸送量届出書の提出、特定荷主の指定関係

問1-1 震災の影響（被災によるデータの紛失、避難指示によるデータ取扱不能等）により、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が算定できない部分がある場合、どうすればよいか。

(回答)

- 震災の影響により貨物の輸送量の算定が不可能な部分は除き、それ以外の貨物の輸送量の合計量を算定していただき、その値が3,000万トンキロ以上であった場合に、当該合計量を貨物の輸送量届出書に記載して提出していただければ結構です。なお、届出書の備考欄に、一部のデータ等が欠損している旨を記載して下さい。
- また、震災の影響により次年度以降における貨物の輸送量が3,000万トンキロ以上にならないことが明らかである場合には、その旨及び理由を貨物の輸送量届出書の備考欄又は別紙（理由書）に記載して下さい。その理由の根拠が明らかであり、次年度以降において指定要件に満たない蓋然性が高い場合には特定荷主の指定を見送ります。
- なお、今年度（平成22年度の貨物の輸送量に係る届出）については、「平成23年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき、被災等により期限までに届出されなかった場合でも6月末までに届け出ていただければ問題ありません。

問1-2 今般の震災の影響で、事業の縮小、輸送手段又は輸送ルートの変更等を行ったことにより、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が特定荷主の指定基準（年間3,000万トンキロ）を超えた場合（又は下回った場合）はどうすればよいか。

(回答)

- 今般の震災の影響により、貨物の輸送量が年間3,000万トンキロ以上となった事業者においては、翌年度に貨物の輸送量届出書を提出していただきますが、貨物の輸送が平常時の輸送手段によることが可能となった場合等、次年度において指定要件を満たさない蓋然性が高い場合には、特定荷主の指定は見送ります。なお、その場合は、貨物の輸送量届出書の備考欄又は別紙（理由書）に、次年度以降の貨物の輸送量の見通し等を記載して下さい。
- なお、既に特定荷主の指定を受けている事業者であって、震災の影響により、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめた場合、又は貨物の輸送量が3,000万トンキロ以上となる見込みがなくなった場合には、特定荷主指定取消申出書を提出して下さい。申出に理由があ

ると認めるときは、特定荷主の指定を取り消します。

2. 定期報告書・計画書関係

問2-1 震災の影響（被災によるデータの紛失、避難指示によるデータ取扱不能等）により、前年度の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等が把握できないが、どうすればよいか。

（回答）

- 震災の影響により、これまでの定期報告において用いていた算定方法によって貨物の輸送に係るエネルギー使用量等の算定が困難となった場合は、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の算定の方法（平成18年経済産業省告示第66号及び平成21年経済産業省告示第67号）」に基づき、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれか可能な方法で算定することが可能です。
- また、震災の影響により貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算定等が不可能となった場合は、当該部分を除いた部分について、貨物の輸送に係るエネルギー使用量をはじめとする各項目について報告等いただければ結構です。なお、一部のデータ等が欠損している旨を、定期報告書においては様式の第8表に、計画書においては様式のIVに、それぞれ記載して下さい。

〔※第9表において報告するエネルギー起源CO₂排出量の増減については、温対法報告様式第2表に、同様の記載をお願いします。〕

問2-2 今般の震災の影響で貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送に係るエネルギー使用量が増加（輸送手段や輸送ルートの変更等）したこと等により、貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位が悪化してしまった場合には、考慮してもらえないか。

（回答）

- 今般の震災の影響で、エネルギー消費原単位が悪化した場合は、事業者のエネルギー使用合理化努力と直接関係しない要因（外的要因）による悪化と判断し、省エネ法に基づく指導等の対象にはいたしません。なお、定期報告書の第6表に、エネルギー消費原単位の悪化理由を具体的に記載して下さい。

問2-3 震災の影響により、計画書、定期報告書を6月末日の期限までに提出することが困難であるが、提出を猶予してもらえないか。

（回答）

- 震災の影響を受けた事業者であっても、期限までに計画書及び定期報告書を提出していただくことを基本としますが、災害からの復旧作業や電力需給対策の実施による人的・時間的制約等により、期限までの提出に支障が生じた事業者に対しては、当該事業者の状況に応じて柔軟に対応しますので、提出先の経済産業局に御相談下さい。

(別紙2)

お問い合わせ先

窓 口	電話番号	管轄区域
北海道経済産業局エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局エネルギー課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局エネルギー対策課	048-600-0426	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 長野県・静岡県
中部経済産業局エネルギー対策課	052-951-2775	富山県・石川県・岐阜県・ 愛知県・三重県
近畿経済産業局エネルギー対策課	06-6966-6043	福井県・滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国経済産業局エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国経済産業局エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州経済産業局エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合事務局経済産業部環境資源課	098-866-1757	沖縄県
資源エネルギー庁省エネルギー対策課	03-3501-9726	